

平成 29 年 9 月 6 日  
子ども・若者部副参事  
( 児童相談所開設推進担当 )

## 効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について

### 1 主旨

区は、児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の移管を受け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指し、検討を進めている。

この間においては、東京都や特別区との調整をすすめるとともに、外部有識者等により構成する「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)における専門的な視点からの意見や、子ども・子育て支援に取り組む地域の意見等を参考に庁内検討に取り組んできた。

今般、児童相談所開設後の子ども家庭支援センターの体制や、一時保護所の整備方針等を整理したので報告する。

### 2 子ども家庭支援センターの体制について

- ( 1 ) 当初の計画案においては、児童相談所と区内 5 地域の子ども家庭支援センターが児童相談業務の中心となり、両機関が強力に連携して、迅速かつ的確な児童虐待等への対応を行うとしてきた。
- ( 2 ) 検討の結果、次の理由により、当初の計画案のとおり区内 5 地域において子ども家庭支援センターを存続する。
- ・平成 17 年の児童福祉法改正に伴い、児童虐待の通告窓口を子ども家庭支援センターで受け付けている。また、要保護児童支援地域協議会の調整機関として地域ネットワークの中核を担い、児童虐待に対応する力を着実につけてきている。
  - ・泣き声通報などの対応では、身近な場所にある子ども家庭支援センターが迅速に調査・対応が出来ることや虐待危惧事例を支援することで重度化せず二次予防が図れている。
  - ・今後も地域の中核機関として、虐待予防と対応へのさらなる対応力の向上が求められるため、児童相談所を開設後も、5 支所にある子ども家庭支援センターは存続する必要がある。
- ( 3 ) 今後に向けては、区内 5 地域の子ども家庭支援センターを存続することを前提に、児童相談所との連携にあたって課題となる次の事項について、引き続き検討を進める。
- ・強制介入や在宅支援などの業務ごとの役割分担
  - ・全般的な子ども・子育て相談や、非行相談等の相談受付の役割分担
  - ・虐待通告の受付から対応の手順の整理など

### 3 一時保護所の整備方針について

(1) 一時保護所の整備地の選定を進めるにあたり、求められる一時保護所の要件についての検討を進めた結果、次のとおり整理した。

- ・ 児童の生命と安全の確実な保護
- ・ 子どもの人権が守られた生活の保障
- ・ 児童の行動観察など、適切な援助のために必要な業務のための環境づくりなど

(2) ついては、児童相談所開設当初から、これらの要件を満たした適切な児童の保護を切れ目なく行うため、整備地の選定にあたっては、平成32年4月以降早期の開設を目指す児童相談所と同時に開設できることを条件に、具体の整備地の選定を進める。

### 4 職員の確保・育成について

#### (1) 職員の確保について

児童福祉司と児童心理司については、年次ごとの段階的な採用を想定していたが、必要な人員を早期において確実に確保するため、平成30年度の職員採用数を増員するなど、計画的な採用を行う。

今後、より具体的な検討を進め、さらに実務的な準備に着手していくにあたっては、準備に遺漏がないよう、児童相談所や一時保護所の勤務経験を有するなど、実務に精通した職員による作業体制を整備する必要がある。については、こうした経験を有するベテラン職員を確保するため、外部の専門人材等の活用の方策について検討を進める。

#### (2) 職員の育成について

新たな職員の派遣先として、東京都に加えて他の近隣自治体への派遣について関係機関との調整を行ってきた。現在、次のとおり具体的な人数の確定作業を進めている。

- ・ 特別区統一による近隣自治体への派遣の協議（平成30年度から派遣予定）
- ・ 区が培ってきた他自治体との連携・協力関係を活用した区独自による派遣の協議（平成30年度から派遣予定）

今後に向けては、派遣人数の確定を急ぐとともに、派遣以外の育成手法の開発などの検討を進める。

なお、これらの取組みを続ける一方、特別区長会を通じ、東京都には職員の確保・育成にかかる協力について要請を続けるとともに、移管時における具体的なケースの引継ぎについて、その期間や方法等の詳細について、東京都と協議を進める。

## 5 今後のスケジュール（予定）

- |          |               |  |
|----------|---------------|--|
| 平成 29 年  | 9 月           | ・福祉保健常任委員会（総合福祉センター後利用施設改修に向けた基本構想（案）について）<br>・第 3 回区議会定例会（総合福祉センター後利用施設の実施設費の補正予算）<br>・福祉保健常任委員会（効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について） |
|          | 10 月～<br>11 月 | ・総合福祉センター後利用施設の実施設設計<br>・第 4 回区議会定例会（総合福祉センター条例廃止）<br>・福祉保健常任委員会（効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について）                                  |
| 平成 30 年  | 2 月           | ・福祉保健常任委員会（効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について）  |
| 平成 31 年度 |               | ・総合福祉センター後利用施設改修工事<br>・児童相談所条例制定   |
| 平成 32 年  | 4 月以降早期       | ・児童相談所及び一時保護所開設  |

## 参考

### 児童相談所の職員配置計画

	人数
所長	1 人
児童福祉司 （スーパーバイザー含む）注1	23 人
児童心理司 （スーパーバイザー含む）注2	12 人
保健師	1 人
事務職員	6 人
嘱託（医師・弁護士）	3 人
非常勤	14 人
合計	60 人

#### 注1 児童福祉司

##### 【資格要件】

- ・医師・社会福祉士、社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者
- ・保健師で指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事した者であり、かつ厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者
- ・保育士で、指定施設において 2 年以上相談援助業務に従事した者であり、かつ、指定講習会の課程を修了した者など

##### 【配置基準】

管轄区域の人口 4 万人に 1 人以上配置することを基本とする

#### 注2 児童心理司

##### 【資格要件】

- ・医師であって精神保健に関して学識経験を有する者
- ・大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等

##### 【配置基準】

児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置することを標準とする

### 一時保護所の職員配置計画

	人数
児童指導員・保育士 注3	13 人
看護師等 注4	2 人
非常勤	6 人
合計	21 人

#### 注3 児童指導員・保育士の配置基準

- ・満 2 歳に満たない幼児：おおむね 1.6 人につき 1 人以上
- ・満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児：おおむね 2 人につき 1 人以上
- ・満 3 歳以上の幼児：おおむね 4 人につき 1 人以上
- ・少年：おおむね 5.5 人につき 1 人以上

#### 注4 看護師の配置基準

- ・乳児：おおむね 1.6 人につき 1 人以上

その他臨時職員 8 名程度